

第25回会議

協議事項

別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成16年4月19日

## 2 町の施策の調整方針について (総務部会 地方税の取扱)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
5. 納期前納付に対する報奨金	報奨金 変更前 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数 変更後(平成16年度の取り扱い) 報奨金は交付しない。	報奨金 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数	変更前: 同一の基準である。 変更後: 会見町のみのものである。	変更前: 両町の制度を継続する。  変更後 平成16年度は各町の例による。 平成17年度以降は西伯町の例による。
	前納時期 変更前: 第1期納期 変更後: _____	前納時期 第1期納期	変更前: 同一の取扱いである。 変更後: 会見町のみのものである。	
	交付限度額 変更前: 町県民税 10,000円 固定資産税 15,000円 変更後: _____	交付限度額 なし	変更前: 西伯町のみが限度額を設けている。 変更後: 会見町のみのものである。	
	対象税目 変更前: 町県民税、固定資産税 変更後: _____	対象税目 町県民税、固定資産税	変更前: 同一の取扱いである。 変更後: 会見町のみのものである。	
	(根拠法令) 地方税法 (第321条、第365条) 町税条例 (第42条、第70条)	地方税法 (第321条、第365条) 町税条例 (第42条、第70条)		
6. 納税組合	納税組合報奨金	納税組合報奨金	報奨金の額等	変更前:

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	変更前 ・年2回交付、前期1戸あたり2,000円。後期納期限内に納付した町税の額の1.5/100 変更後 ・年2回交付、前期1戸あたり1,000円。後期納期限内に納付した町税の額の0.75/100	・納期限内に組合員の町税を完納した場合納税額の2/100 ・納期限内に組合員の町税を90%以上納付した場合、納税額の1/100 納税事務手数料 納税通知書1通×20円		新町において調整する。 変更後 平成16年度は各町の例による。 平成17年度以降は新町において調整する。
	優良納税組合表彰 なし	優良納税組合表彰 納税組合に対してはない。 ただし、年間完納部落に対しては町長表彰を行う。 完納年数が長期に継続する場合は10年ごとに表彰する	会見町に地区に対する表彰がある。	16年度については、各町の例による。 17年度以降については、新町において調整する。
	納税組合長報酬 組合長手当 なし	納税組合長報酬 組合長手当 なし	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	納税組合連合会補助 なし	納税組合連合会補助 なし	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	組合数 152組合(1,856世帯)	組合数 32組合(785世帯)	集落の組・班単位で組織されている。	各町の例による。
(根拠法令)	西伯町納税貯蓄組合奨励規程	町納税奨励規則		

## 2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 健康対策業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 予防事業				
予防接種	中学3年生インフルエンザ 変更前 （中学3年生希望者2回）負担金なし 保護者の同意書必要。 ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 変更後 実施しない	中学3年生インフルエンザ 実施していない	変更前 西伯町 実施 会見町 未実施 変更後 なし	変更前 西伯町の例によるが、負担金を徴収する。 費用の1割負担とする 変更後 合併時から両町の例による
（担当課）	健康福祉課	福祉保健課		
（根拠法令）	予防接種法	予防接種法		
献血事業	献血記念品 変更前 全血 300円/1人 成分 500円/1人 変更後 記念品なし	献血記念品 全血 300円/1人 成分 500円/1人	変更前 記念品が違う 変更後 西伯町 なし 会見町 記念品支給	変更前 記念品支給は継続 品目については新町で調整する。 変更後 合併時から西伯町の例による。
（担当課）	町民生活課	福祉保健課		
（根拠法令）	採血及び供血あっせん業務取締法	採血及び供血あっせん業務取締法		
2. 母子保健				
乳幼児健診	5歳児健診 ・対象 5歳児 ・内容 健康診断・歯科検診 ・スタッフ 脳神経小児科医、歯科医師、歯科衛生士、保育士、管理栄養士、保健師 ・回数 2回/年 ・個人負担なし	5歳児健診 変更前 検討中 変更後 ・対象 5歳児 ・内容 健康診断 ・スタッフ 脳神経小児科医、保育士、管理栄養士、保健師 ・回数 2回/年 ・個人負担なし	変更前 西伯町 実施 会見町 検討中 変更後 変更後 内容・スタッフが違う	西伯町の例による。
（担当課）	健康福祉課	福祉保健課		
（根拠法令）	母子保健法	母子保健法		

## 2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 環境業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
(5)リサイクル事業	交付単価 変更前 キログラム当たり 3円 （ただし、牛乳パックは5円） 変更後 キログラム当たり 2.5円	実施していない。	西伯町は実施 会見町は未実施	西伯町の例による。
(根拠法令)	西伯町リサイクル事業実施奨励金交付要綱			
(担 当)	町民生活課 種			



## 2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 町独自医療費助成業務）

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
就学前小児医療費助成制度  (担当課) (根拠法令)	<p>小児医療費助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（通院1回530円1ヶ月4回を限度）を控除した額（薬剤費を含む）を助成</li> </ul>	<p>小児医療費助成制度</p> <p>変更前 なし 変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（通院1回530円1ヶ月4回を限度）を控除した額（薬剤費を含む）を助成</li> </ul>	<p>変更前 西伯町 実施 会見町 未実施 変更後 なし</p>	<p>変更前 西伯町の例による。 変更後 両町の例による</p>
	<p>町民生活課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西伯町小児医療費助成条例及び同施行規則</li> </ul>	<p>福祉保健課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会見町小児医療費助成規則</li> </ul>		

項目			課題	調整方針
	西伯町	会見町		
4. 農業基盤整備 土地改良区	<p>西伯町土地改良区補助金 改良区事務費－地元負担＝事務費補助 補助金の使途 職員給与・運営事務費等 ・事務費補助 変更前 9,514千円 変更後 0円</p>		<p>会見地区土地改良区事務は16年度で完了 ただし、その後の動向 については検討中 16年度からは、各改良 区とも独自財源により運 営をされるため、補助金 は廃止する。</p>	<p>変更前 新町において調整 する。 変更後 16年度から廃止す る。</p>
	<p>会見地区土地改良区 均等割 30,000円 面積割 222,000円 会見地区290ha 米子市地区72.2ha 西伯地区55.9ha 岸本地区2.8ha その他13.1ha ・補助金 変更前 252千円 変更後 0円</p>	<p>会見地区土地改良区 均等割 30,000円 面積割 1,170,000円 会見地区290ha 米子市地区72.2ha 西伯地区55.9ha 岸本地区2.8ha その他13.1ha ・補助金 変更前 1,200千円 変更後 0円</p>		
	産業課 本田	産業課 仲田		
11. 有害鳥獣対策 有害鳥獣対策 駆除対策	<p>有害鳥獣駆除対策(猟友会委託) ・イノシシ駆除 4千円/日 予算額 308千円</p> <p>・イノシシ捕獲奨励金 10千円/頭 予算額 変更前 150千円 変更後 0円</p>	<p>有害鳥獣駆除対策(猟友会委託) ・イノシシ駆除 84千円/月 予算額 672千円 (8ヶ月) ・カラス駆除 60千円/月×2ヶ月 予算額 120千円 ・イノシシ捕獲奨励金 10千円/頭 予算額 200千円 (20頭分)</p> <p>・ヌートリア駆除謝金(乙資格者) 予算額 6,000×3人＝18,000円</p>	<p>駆除対象鳥獣が違う 委託料等の支払方法が 違う</p>	<p>16年度は各町の例 による 17年度以降は新町 で調整する。</p>
	産業課 後藤	産業課 仲田		
イノシシ侵入 防護柵設置補助	<p>イノシシ侵入防護柵設置補助 ・捕獲柵設置(檻) 変更前 県1/2 町1/2 変更後 県1/3 町1/3 受益者1/3 予算額 16年度予算 1,168千円</p>	<p>イノシシ侵入防護柵設置補助 ・捕獲柵設置(檻) 県1/2 町1/2 予算額 16年度予算なし</p>	<p>補助方法の検討。 変更後 負担割合が異なる</p>	<p>16年度は各町の例 による 変更前 17年度以降は新町 で調整する。 変更後 17年度以降は西伯 町の例による。</p>
	産業課 後藤	産業課 仲田		
	産業課 後藤 イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱	産業課 仲田 会見町猟友会との申し合わせ及び県実施単価 イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱		

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1. 商工振興 製品販路作り 支援	<p>製品販路作り支援 目的: 西伯町の製品・農産加工品、加工技術の紹介・販路づくり・生産者研修及び観光振興 &lt; 事業内容 &gt; 1, 製造業の各種商談会への出店要請 2, 都市部への商品供給路の開拓 3, 生産従事者の資質向上対策都市部に対し、西伯町の観光資源を紹介、普及する 商工会、参加企業により実施委員会を構成し、商工会が支援する経費の50%を町が支援する ・事業費 500千円 廃止</p> <p>産業課 本田</p>	当該事業なし	西伯町のみ実施	<p>変更前 西伯町の例による 変更後 16年度より廃止</p>
プレミアム商品 券発行	<p>プレミアム商品券発行 目的: 住民福祉の観点からの生活者支援及び地元商店の経営支援を図る。 ・平成14年度 総発行額 1,000万円 ・500円券×11枚の商品券を5,000円にて販売(プレミアム10%) 購入限度額300千円/1人 その他詳細については別添資料による。 ・事業費 500千円 廃止</p> <p>産業課 本田</p>	当該事業なし	西伯町のみ実施	<p>変更前 西伯町の例による 変更後 16年度より廃止</p>
2. 観光振興 観光協会育成	<p>西伯町観光協会育成 観光資源の開発と整備並びに宣伝による外客の誘致等を目的として設立された西伯町観光協会に対し、町より補助をおこなう。 西伯町観光協会 会則別添資料 ・城山さくら祭り 4月1日～4月15日 城山公園及び法勝寺河川敷の桜並木沿いにポンプを設置し、観光客に桜を楽しんでもらう。 ・一式飾り 4月の第2土日 法勝寺自治会主催による一式飾りへの協力、交通規制標識(バリケード)の設置、役場トイレの提供、観光案内等 &lt; 観光協会構成員 &gt; ・理事 11名 監事 2名 会員 70名 事業費 変更前560千円 変更後500千円</p> <p>産業課 本田 西伯町観光協会会則</p>	観光協会なし	西伯町のみ実施 観光協会の形態について調整が必要	新町で調整する

## 2 町の施策の調整方針について（教育部会 学校教育業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 小学校 外国語指導助手	<p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語指導主事配置 (教育委員会所属小学校配置)週 40 時間 1 名</li> </ul> <p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導主事配置(教育委員会職員兼務) 1 名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語指導主事配置 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校への配置</li> </ul>	<p>各町の体制をそれぞれ引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度以降は新町で検討する</li> </ul>
学校体育施設開放事業	<p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育館 第 1、3 土曜日 8:30 ~ 17:00</li> <li>対象 西伯小学校児童及びその保護者</li> <li>管理委託 シルバー人材センターに管理委託</li> <li>学校長期休業日は休止</li> </ul> <p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育館 時間指定なし</li> <li>対象 指定なし</li> <li>管理委託 委託廃止(教育委員会管理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭 日曜、祝祭日、長期休業日 9:00 ~ 18:00 平日(4 月 ~ 11 月) 17:00 ~ 22:00</li> <li>体育館 日曜、祝祭日、長期休業日 9:00 ~ 22:00 平日 17:00 ~ 22:00</li> <li>対象 町民または勤務者が団体を構成するもの</li> <li>管理 教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則見直し</li> <li>開放日の調整</li> <li>西伯小学校分の実施では、ほとんど利用なし</li> <li>社会体育との関連で利用者の実態等も含めて再検討</li> </ul>	<p>各町の事業をそれぞれ引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H17 年度以降は会見町の例による</li> <li>使用対象者、料金については合併までに別途協議する。</li> </ul>
2. 中学校 緊急地域雇用創出特別基金事業	<p>変更前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館司書 1 名 (別に臨時職員 1 名、司書数は 2 名)</li> <li>7 時間勤務 非常勤</li> <li>時給 790 円</li> <li>図書館の利活用支援</li> </ul> <p>変更後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし (別に臨時職員 1 名、司書数は 1 名)</li> </ul>	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館図書室臨時職員が 1 週間に 1.5 日勤務</li> </ul>		<p>各町の体制をそれぞれ引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H17 年度以降は国の動向により新町で検討する</li> </ul>

## 2 町の施策の調整方針について (教育部会 公民館業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
中央公民館等 職員配置	館長 変更前 館長(非常勤) 1名  変更後 館長(教育長兼務) 1名	館長 館長(専) 1名	・職員体制(員数、常勤化)	全体の組織・機構の協議の中で調整する
公民館報	公民館報さくら 変更前 ・発行 隔月(奇数月) ・発行部数 2,500部(全戸配布) ・配布 区長文書 ・ページ数 A4版 8P ・編集 公民館、教育委員会 ・印刷 外部発注 ・予算 630,000円(H15年度)  変更後 ・公民館報さくらをH16年度から廃止、 広報さいはくに4Pコーナーを設ける	公民館だよりひろば ・発行 毎月 ・発行部数 1,150部(全戸配布) ・配布 区長文書 ・ページ数 A4版 4P ・編集 公民館 ・印刷 自前印刷 ・予算 30,000円程度		変更前 各町の事業をそれぞれ継続する ・H17年度以降は新町で調整する  変更後 合併時に西伯町の例による